

横須賀市報

第1800号

発行日 毎月 10日 25日	発行所 横須賀市役所 編集兼 発行人 印刷所	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上地克明 角谷印刷所
-------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

目 次

規 则

- ◇横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則中一部改正..... 14651
- ◇横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則中一部改正..... 14652
- ◇勤労福祉社会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... "
- ◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則中一部改正..... "
- 告 示
- ◇港湾施設の概要について中一部改正..... 14653
- ◇指定居宅サービス事業者の指定について..... "
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... "
- ◇指定特定相談支援事業者の指定について..... "
- ◇横須賀市立坂本青少年の家の一部の供用の休止について..... "
- ◇横須賀市立大津青少年の家の一部の供用の休止について..... 14654
- ◇除却広告物等の保管について..... "
- ◇放置自転車等の移動について..... "
- 公 告
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達..... 14655
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... "
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達..... "
- ◇介護保険料の督促状の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... 14656
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... "
- ◇債権差押調書の公示送達..... "
- ◇配当計算書の公示送達..... "
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... "
- ◇開発行為の工事完了について..... "
- ◇インフルエンザの予防接種について..... "
- ◇ロタウイルス感染症の予防接種について..... 14657
- ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について..... "
- ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について..... "
- ◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について..... "
- ◇農用地利用集積計画について..... "
- ◇農用地利用集積計画について..... 14658
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について..... "
- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について..... "
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について..... "

規 则

横須賀市規則第67号

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地克明

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則(平成17年横須賀市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「証する書類」の次に「(横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(令和元年横須賀市条例第27号)第3条の規定により電子情報処理組織を使用する方法による申請(以下「電子申請」という。)を行う場合にあっては、当該書類の画像の電磁的記録)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の申請をする個人であって、前条第1項第2号又は第3号に該当するものは、前項に規定する書類の提示の際に、同条第1項第2号又は第3号に該当する者であることを証する書類(電子申請を行う場合にあっては、当該書類の画像の電磁的記録)を提示しなければならない。

第6条第2項中「更新の登録申請」を「前項の規定による申請」に改める。

第7条中「市長に申請事項変更届(第3号様式)に利用者カードを添えて、届け出なければ」を「申請事項変更届(第3号様式)により市長に届け出なければ」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第4条第4項の規定は、団体の構成員の氏名及び住所の変更に係る第1項の規定による届出について準用する。

第8条中「利用者カードを添えて」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第7条関係)

申請事項変更届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者	郵便番号
	住 所
	ふりがな
	氏 名
[団体にあっては、団体の名称並びに代表者の住所(及び氏名)]	
電 話	
利用者登録番号	
変更事項(変更後)	
ふりがな	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
勤務先 又は学 校	名 称
	所 在 地
	電 話

事務処理欄	

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

横須賀市規則第68号

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成17年横須賀市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条中「受けたもの」の次に「又は利用者登録番号が通知されたもの」を加える。

第4条第1項中「もの」の次に「（規則第4条第1項に規定する横須賀市公共施設予約システム利用者登録申請書を市長に提出したものに限る。）」を加え、同条第3項中「もの」を「者（満15歳以上の者（中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒を除く。）に限る。）」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「予約番号」の次に「（以下単に「予約番号」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 規則第4条第2項の規定は、前項の規定により予約番号を提示して行う使用の許可の申請について準用する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

横須賀市規則第69号

勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

勤労福祉会館条例の一部を改正する条例（令和2年横須賀市条例第10号）第1条の規定（同条中勤労福祉会館条例（平成3年横須賀市条例第14号）第1条及び第8条の改正規定を除く。）の施行期日は、令和2年10月1日とする。

横須賀市規則第70号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

施行取扱規則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第30条第1項の規定による認定に係る認定通知書の写し（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に係る建築物が、法第30条第1項の認定を受けた際に、法第29条第3項に規定する他の建築物として建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されたものである場合に限る。）

第3条に次の2項を加える。

2 省令第1条第3項（省令第7条第1項において準用する場合を含む。）に規定する市長が不要と認める図書は、前項第2号に掲げる図書を提出する場合における省令第1条第1項の表の（い）項図書の種類の欄に規定する各種計算書とする。

3 第1項各号に掲げる図書の写しを提出する場合は、当該図書の写しの原本を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由により提示できないときは、この限りでない。

第4条第1項第1号列記以外の部分中「アからエまで」を「ア及びイ」に改め、同号ア及びイを削り、同号ウ中「ロ(2)」

を「(3)並びにロ(2)及び(3)」に、「仕様基準」を「仕様基準等」に改め、同号ウを同号アとし、同号エを同号イとし、同項第2号列記以外の部分中「エ」を「ウ」に改め、同号アを削り、同号イ中「登録省エネ判定機関」を「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「省エネ基準」を「法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同項第3号列記以外の部分中「キ」を「オ」に、「ある場合」を「あるとき」に改め、同号アを削り、同号イ中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）」第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを削り、エをイとし、オをウとし、カをエとし、同号キ中「カ」を「エ」に改め、同号キを同号オとし、同条第2項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同項第1号及び第2号中「第23条第1項の表の（い）項の種類欄」を「第12条第1項の表の（い）項図書の種類の欄」に改める。

第4条の4第1項各号列記以外の部分中「第3条第1号及び第2号」を「第3条第1項第1号及び第3号」に改め、同項第2号イ中「住宅性能評価書」を「品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書」に改める。

第5条第1項第1号中「第4条第1項第1号アからエ」を「第4条第1項第2号アからウ」に改め、同項第2号中「キ」を「オ」に改め、同項第9号中「仕様基準」を「仕様基準等」に改める。

第1号様式の2中

軽微な変更の概要	<input type="checkbox"/> 建築物の消費性能を向上させる変更である。 <input type="checkbox"/> 変更前の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準を1割以上上回るもので、変更後の建築物エネルギー消費性能の低下が1割以内で収まるものである。 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

軽微な変更の概要	
----------	--

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

告示

横須賀市告示第164号（令和2年9月11日）
（掲示済）

平成6年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正し、令和2年9月17日から施行します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明
第12項の表新港臨港道路の項中「2,223.4」を「1,639」に改める。
第13項の表新港荷さばき地の項中「17,372」を「14,608」に改める。

第17項の次に次の1項を加える。

18 港湾施設用地

名称	位置	施設概要	面積
新港港湾施設用地	新港町	旅客施設等敷地	平方メートル 3,086

横須賀市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月1日	マイホーム 訪問介護センター 浦賀	横須賀市浦賀1丁目12番17号	訪問介護	三浦市初声町下宮田1050番地5 有限会社オートハウス 代表取締役 三留 大裕
同	若武者ケア 横須賀南事業所	横須賀市岩戸3丁目38番4号第一ベストビル2F	訪問介護	横浜市港南区日野南一丁目6番17号 勇吉第5ビル303号室 株式会社若武者ケア 代表取締役 佐藤 雅樹

横須賀市告示第167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月1日	あいりす	横須賀市平作5丁目11番6号	居宅介護	横須賀市平作5丁目11番6号 あいりす株式会社 代表取締役 対比地 雪子
同	若武者ケア 横須賀南事業所	横須賀市岩戸3丁目38番4号第一ベストビル2F	居宅介護	横浜市港南区日野南一丁目6番17号 勇吉第5ビル303号室 株式会社若武者ケア 代表取締役 佐藤 雅樹
同	あいりす	横須賀市平作5丁目11番6号	重度訪問介護	横須賀市平作5丁目11番6号 あいりす株式会社 代表取締役 対比地 雪子
同	若武者ケア 横須賀南事業所	横須賀市岩戸3丁目38番4号第一ベストビル2F	重度訪問介護	横浜市港南区日野南一丁目6番17号 勇吉第5ビル303号室 株式会社若武者ケア 代表取締役 佐藤 雅樹
同	プレップ ワークス 堀ノ内	横須賀市三春町3丁目25番地湘南信用金庫堀ノ内支店2F	就労移行支援	東京都江東区門前仲町二丁目8番4号 株式会社東京創育社 代表取締役 矢口 全男

横須賀市告示第168号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定に

より、次に掲げる者を指定特定相談支援事業者として指定しました。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和2年9月1日	相談室ぴーすけあ	横須賀市根岸町3丁目14番25号グレイス5 101・102号	横須賀市東逸見町一丁目45番地 株式会社ぴーすけあ 代表取締役 武藤 優子

横須賀市告示第169号

横須賀市立坂本青少年の家は、改修工事のため、次のとおり

施設の一部の供用を休止します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

休止する期間及び施設

1 令和2年10月1日から同月23日まで 集会室兼体育室及び談話室

2 令和2年10月27日から同年11月13日まで 研修室、会議室(和室及び洋室)及び学習室兼図書室

~~~~~

横須賀市告示第170号

横須賀市立大津青少年の家は、改修工事のため、次のとおり施設の一部の供用を休止します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

休止する期間及び施設

1 令和2年11月17日から同年12月4日まで 集会室兼体育室

2 令和2年11月17日から同年12月25日まで 研修室及び会議室

3 令和2年12月8日から同月25日まで 談話室及び学習室兼図書室

~~~~~

横須賀市告示第171号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除却年月日	保管期間
はり札等	11	汐入町1丁目、根岸町4丁目及び西浦賀4丁目地内	令和2年8月3日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~

横須賀市告示第172号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

| 移動年月日             | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所     | 保管場所                        |
|-------------------|-------------|------------------|--------------------|-----------------------------|
|                   | 自転車         | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                    |                             |
| 令和2年8月3日から同月31日まで | 台69         | 台4               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域    | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 4           | 0                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |
| 同                 | 4           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域   | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 1           | 1                | 逸見駅周辺自転車等放置禁止区域    | 同                           |
| 同                 | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域    | 同                           |
| 同                 | 41          | 3                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同                           |
| 同                 | 9           | 4                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域    | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 8           | 1                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |
| 同                 | 3           | 0                | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域    | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 1           | 0                | 新大津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同                           |
| 同                 | 28          | 3                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 2           | 0                | 京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                           |

|   |    |   |                                                                               |                             |
|---|----|---|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 同 | 13 | 0 | 鷹取1丁目、夏島町、追浜東町3丁目、小川町、三春町1丁目、池上3丁目、平作1丁目、久里浜台1丁目、久比里1丁目、若宮台、長沢4丁目及び長井2丁目地内の道路 | 同                           |
| 同 | 2  | 0 | 追浜駅第1自転車等駐車場                                                                  | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同 | 1  | 0 | 北久里浜駅第1自転車等駐車場                                                                | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同 | 1  | 0 | 北久里浜駅第2自転車等駐車場                                                                | 同                           |
| 同 | 1  | 0 | 浦賀駅第2自転車等駐車場                                                                  | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同 | 1  | 0 | 久里浜駅自転車等駐車場                                                                   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |

## 2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

## 3 返還を受ける方法

## (1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

## (2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

## (3) 移動費用

自転車 1台につき 1,500円

原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき 3,000円

## (4) 持参するもの

自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

## 4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

## 5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課

## 公 告

## 横須賀市公告第154号（令和2年9月11日）

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年 度   | 税 目            | 備 考   |
|-------|----------------|-------|
| 令和2年度 | 固定資産税<br>都市計画税 | 定期賦課分 |

（別紙略）

## 横須賀市公告第155号（令和2年9月11日）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年 度   | 科 目            | 備 考                      |
|-------|----------------|--------------------------|
| 令和2年度 | 介護保険料<br>納入通知書 | 8月分の納期限は、令和2年9月30日に変更する。 |

（別紙略）

## 横須賀市公告第156号（令和2年9月11日）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年 度   | 科 目                       | 発付年月日     |
|-------|---------------------------|-----------|
| 令和2年度 | 介護保険料額決定通知書<br>兼特別徴収開始通知書 | 令和2年8月17日 |

（別紙略）

## 横須賀市公告第157号（令和2年9月11日）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年 度   | 種 别   | 月 別        | 発付年月日                  |
|-------|-------|------------|------------------------|
| 令和2年度 | 介護保険料 | 6月分<br>7月分 | 令和2年7月30日<br>令和2年8月28日 |

（別紙略）

## 横須賀市公告第158号（令和2年9月11日）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年度    | 科目                   | 備考                              |
|-------|----------------------|---------------------------------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>決 定 通 知 書 | 6月分から8月分までの納期限は、令和2年9月30日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第159号(令和2年9月11日)(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年度    | 科目                   | 備考                              |
|-------|----------------------|---------------------------------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料<br>変 更 通 知 書 | 減額分<br>8月分の納期限は、令和2年9月30日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第160号(令和2年9月11日)(掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月11日

横須賀市長 上地 克明

| 年度 | 種別 | 月別 | 発付年月日 |
|----|----|----|-------|
|----|----|----|-------|

| 許可年月日及び<br>許可番号     | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる<br>地域の名称     | 開発許可を受けた者の<br>住所及び氏名                             |
|---------------------|-------------------------|------------------------|--------------------------------------------------|
| 令和元年9月24日<br>令1開第7号 | 令和2年9月10日<br>令2第10号     | 横須賀市野比2丁目301番1ほか<br>1筆 | 相模原市中央区富士見二丁目8番<br>8号<br>住宅情報館株式会社<br>代表取締役 黒羽秀朗 |

横須賀市公告第165号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

- 1 予防接種の対象者 次のいずれかに該当する方
  - (1) 65歳以上の方
  - (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所及び実施期間
 

実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

実施期間 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで

|       |         |     |           |
|-------|---------|-----|-----------|
| 令和2年度 | 国民健康保険料 | 4月分 | 令和2年5月29日 |
|       |         | 6月分 | 令和2年7月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第161号(令和2年9月18日)(掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第162号(令和2年9月18日)(掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第163号(令和2年9月18日)(掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年9月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第164号(令和2年9月18日)(掲示済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年9月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

### 3 接種不適当者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 当該疾病に係る予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

### 4 料金

2,000円（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は、無料）

## 横須賀市公告第166号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、ロタウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

## 1 予防接種の対象者

令和2年8月1日以後に生まれた方であって、生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方

(1) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで

(2) 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで

## 2 実施場所

当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関

## 3 実施期間

令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

## 4 接種不適当者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 明らかな発熱を呈している方

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方

(4) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した方を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方

(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

## 5 料金

原則として無料とする。

## 横須賀市公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

| 都市計画の種類及び名称     | 都市計画を変更する土地の区域       |
|-----------------|----------------------|
| 横須賀都市計画下水道公共下水道 | 横須賀市三春町2丁目及び公郷町1丁目地内 |

## 横須賀市公告第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

| 都市計画の種類及び名称                              | 都市計画を変更する土地の区域                         |
|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 横須賀都市計画地区計画湘南国際村1丁目、湘南国際村2丁目及び湘南国際村3丁目地内 | 秋谷字関渡、子安、湘南国際村1丁目、湘南国際村2丁目及び湘南国際村3丁目地内 |

## 横須賀市公告第169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

| 廃止年月日     | 道路廃止地名地番                                 | 地 目 | 幅 員          | 延 長           | 申請者の住所及び氏名             |
|-----------|------------------------------------------|-----|--------------|---------------|------------------------|
| 令和2年8月27日 | 横須賀市安浦町2丁目27番1 2 14 15の各一部<br>部 16 17の一部 | 宅 地 | メートル<br>4.00 | メートル<br>10.48 | 三浦市初声町和田3037番地<br>石渡庸介 |

## 横須賀市公告第170号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和2年9月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

## 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市津久井4丁目1339番1

## 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市津久井1丁目16番5号  
長谷川 徹

## 3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市津久井2丁目16番4号

大沢 敬一

記の2

## 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市須賀谷540番2、554番及び555番並びに林5丁

目1691番

## 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林2丁目12番8号

岩澤健和

## 3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林4丁目444番地

岸徹

記の3

## 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目347番

## 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目1番20号

原田昇

## 3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井1丁目3番12号

原田俊雄

記の4

## 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市長井2丁目1985番1

- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目13番21号  
嘉山雄作
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目11番3号  
嘉山春美  
記の5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井3丁目3070番1、3071番1、3175番1及び3175番3並びに長井4丁目3600番1、3605番2及び3611番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目34番1号  
穂本智
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井5丁目1番2号  
秋本達也  
記の6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井1丁目1536番及び1537番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井6丁目17番46号  
株式会社プロマックス  
代表取締役 宮城泰雄
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山崎充代  
記の7
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3678番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井3丁目30番1号  
太田恒一
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井2丁目8番11号  
山崎充代
- 
- 横須賀市公告第171号**
- 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告します。
- その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。
- 令和2年9月25日
- 横須賀市長 上地克明  
記の1
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3621番1
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町三戸1105番地  
澤村一正
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市三崎町諸磯1185番地  
出口秋仁
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の住所及び名称  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人 神奈川県農業公社  
会長 佐藤光徳  
記の2
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井4丁目3648番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

- 三浦市初声町三戸2455番地  
田中晴彦
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市三崎町諸磯1185番地  
出口秋仁
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の住所及び名称  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人 神奈川県農業公社  
会長 佐藤光徳

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第13号（令和2年9月1日）  
掲示済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,809です。

令和2年9月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第14号（令和2年9月1日）  
掲示済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、113,473です。

令和2年9月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第15号（令和2年9月1日）  
掲示済

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,737です。

令和2年9月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫